

一関市長 様

創業資金臨時利子補給補助金交付申請書兼請求書

創業資金臨時利子補給補助金について、一関市創業資金臨時利子補給補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請し、請求します。

1. 申請・請求者

法人：本店所在地 個人：住所	〒
法人名 ※個人は記入不要	
代表者職・氏名	
電話番号	
業種	

2. 申請・請求内容

利子 支払額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	円	円	円	円	円	円	円
	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
	円	円	円	円	円	円	
申請兼 請求額	金 円 ※上限 20 万円/年度						

3. 補助金振込先口座

金融機関名		支店名	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4. 担当者連絡先

氏名		電話番号	
----	--	------	--

※裏面もご確認ください。

市処理欄

ID		債権者 No	
----	--	--------	--

誓約・同意事項

<input checked="" type="checkbox"/>	項 目
<input type="checkbox"/>	平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに対象資金の融資を受けた。
<input type="checkbox"/>	市内で新たに創業しようとする、又は平成 31 年 4 月 1 日以降に創業した。
<input type="checkbox"/>	本店の所在地（個人である場合にあっては、住所）が一関市内である。
<input type="checkbox"/>	申請日時点で事業を継続している。ただし、新たに創業しようとする者についてはこの限りでない。
<input type="checkbox"/>	一関市暴力団等排除措置要綱（平成 28 年一関市告示第 69 号）第 2 第 6 号に規定する排除措置対象者でない。
<input type="checkbox"/>	申請書及び添付書類に虚偽のないことを誓約する。
<input type="checkbox"/>	補助金交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、速やかに補助金を市に返還することに同意する。
<input type="checkbox"/>	繰上償還等により交付を受けた利子について金融機関から返戻を受けた場合には速やかに補助金を市に返還することに同意する。
<input type="checkbox"/>	必要に応じて、市が求める書類を速やかに提出することに同意する。

【添付書類】

- ・支払った利子額が確認できる書類 ※通帳の写し、金融機関の取引明細表など
- ・その他市長が必要と認める書類